平成２２年（フ）第６５０号
熊本市大江６丁目７番８号シティハイムソファレ102号、申立時の住所熊本市大江６丁目１番50号
債務者　松田　和美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０３７号
札幌市中央区南11条西８丁目３番22号　高島マンション103号
債務者　新井　吉徳
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５４号
北海道小樽市梅ケ枝町22番６号、申立時の住所札幌市手稲区星置南１丁目８番10―101号
債務者　野嵜　広美（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６１７号
札幌市東区北23条東12丁目３番15―502号
債務者　及川美津子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６２７号
札幌市白石区北郷６条８丁目６番１号　小川コーポ102号
債務者　小川　公興
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６４４号
札幌市中央区南17条西18丁目２番17―304号、申立時の住所札幌市豊平区平岸４条２丁目１番５―202号
債務者　浅野　充子（旧姓笹井）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８９３号
札幌市東区北20条東12丁目６番２号　イーストアベニュー201号
債務者　柏浦　有弘
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８９７号
札幌市北区北32条西９丁目５番41号　コーポ玉城Ｄ103号
債務者　中井美恵子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４８号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目２番21―202号
債務者　有馬　春佳
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０号
山形県酒田市中町１丁目２番７号、前住所山形県酒田市幸町１丁目３番13号
債務者　齊藤　　敬
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１９３号
千葉県山武市沖渡565番地90
債務者　江波戸恒夫
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第４８３号
新潟市東区津島屋３丁目177番地６、前住所北海道山越郡長万部町字平里99番地の13
債務者　室谷　治子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２４号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄2024番地３
債務者　山下　秀明
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１４８号
新潟県新発田市舟入町１丁目15番13号、住民票上の住所新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄197番地
債務者　天尾　晴美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１４９号
新潟県村上市飯野２丁目８番10号
債務者　石栗ちえみ
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１５１号
新潟県胎内市中村浜916番地
債務者　佐藤　チヨ
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１５２号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮潟3426番地の２
債務者　眞島スズ子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部